

① 制度の概要

建設技能者の能力・経験等に応じた適切な処遇改善を目的とした**CCUS等を活用**し、中小建設事業主が雇用する建設技能者に対して客観的な評価に基づくキャリアパスの動機付けや適切な処遇などの取組を促進することを目的とします。

建設事業主団体が実施する**普及促進事業**に対して助成を行い、建設労働者のスキルアップと処遇改善を通じて建設業界全体の人材確保と定着を図る制度です。

🔊 支援内容

☐ 全国団体

全国的な規模で組織され、都道府県単位の構成団体からなる連合団体

最大3,000万円

助成率：2/3

☐ 都道府県団体

構成員15以上、常時雇用労働者総数100人以上の都道府県地域団体

最大2,000万円

助成率：2/3

☐ 地域団体

構成員10以上、常時雇用労働者総数50人以上の地域建設事業主団体

最大1,000万円

助成率：2/3

🎯 対象となる取組

【事業計画策定・効果検証事業（必須）】

- ☐ 事業推進委員会の開催と具体的事業計画策定
- ☐ 効果的な事業実施に必要な事項の検討
- ☐ 取組結果に対する効果検証の実施

【CCUS等登録促進事業（必須）】

- ☐ 事業者登録料の全部又は一部補助
- ☐ 技能者登録料の全部又は一部補助
- ☐ レベル判定手数料の補助
- ☐ 見える化評価手数料の補助

👥 対象者

- ☐ **全国団体**：全国規模の連合団体
- ☐ **都道府県団体**：構成員15以上の地域団体
- ☐ **地域団体**：構成員10以上の建設事業主団体

💡 採択率向上のポイント

- ☐ **事業計画の具体性**：効果検証方法の詳細化
- ☐ **構成員規模の確保**：**必要人数**の基準クリア
- ☐ **登録促進の実効性**：具体的な普及目標設定
- ☐ **事前相談の活用**：労働局との詳細調整

📊 戦略的分析

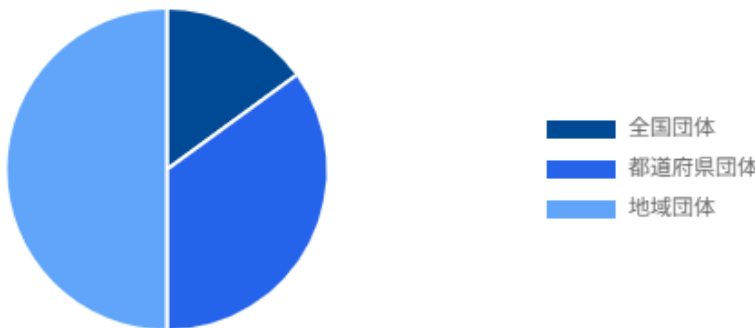
【団体規模別戦略】

- ☐ **全国団体**は最高額だが計画規模も大
- ☐ **都道府県団体**は実効性重視の計画立案
- ☐ **地域団体**は小規模でも実現可能性高

【CCUS普及促進戦略】

- ☐ **登録料補助**で技能者の参加促進
- ☐ **レベル判定**でキャリア形成支援
- ☐ **見える化**で処遇改善の根拠作り

📊 団体種別構成比



CCUS登録促進効果：建設技能者の処遇改善と定着率向上
平均助成額：約1,500万円（団体規模により変動）

⚙️ 対象経費と活動例

事業区分	対象経費
計画策定	人件費、委員謝金、旅費、会議費
技能者登録	技能者登録料、事業者登録料
レベル判定	レベル判定手数料
見える化	見える化評価手数料
その他	通信費、消耗品費、その他経費

👤 専門家活用のススメ

- ☐ **社会保険労務士**：申請書類作成と手続支援
- ☐ **建設業コンサル**：CCUS導入効果の最適化
- ☐ **労務管理専門家**：処遇改善計画の立案
- ☐ **建設技能評価機関**：レベル判定活用戦略

📁 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/9/11作成】

提出書類	チェックポイント
計画届	☐ 事業実施日 の2週間前提出必須 ☐ 具体的な事業計画の詳細記載
団体証明書類	☐ 構成員数と雇用労働者数の証明 ☐ 団体規模区分の適正性確認
事業計画書	☐ 事業推進委員会の開催計画 ☐ 効果検証方法の具体化
支給申請書	☐ 事業終了月に応じた提出期限遵守 ☐ 経費証拠書類の整備

📅 申請スケジュール

- 事前準備期間**
事業計画策定に2〜3ヶ月程度。構成員との調整が重要。
団体規模確認と労働局への事前相談を実施。
- 計画届提出**
事業実施日の原則2週間前まで
労働局への直接提出。事前調整で書類不備を回避。
- 事業実施期間**
計画届承認後〜事業年度末
- 支給申請**
事業終了月に応じて期限設定
4-6月終了：7/1-8/31、7-9月終了：10/1-11/30
10-12月終了：翌1/1-2/28、1-3月終了：3/1-5/31

⚠️ 補足事項

- ☐ 技能者登録料は技能者本人に負担させない場合のみ対象
- ☐ 中小建設事業主団体以外は助成率1/2に減額

❓ 問い合わせ

制度詳細	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyo_u/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html
支給申請窓口	https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001455534.pdf
お問い合わせ	厚生労働省 各都道府県労働局 職業安定部 職業対策課 建設・港湾対策係 ※主たる事業所のある地域の労働局へお問合せください。